

第 5 回 倉敷市教育委員会議事録			
1 開催期日	令和 4 年 4 月 7 日（木）		
2 開会及び閉会時刻	開会時刻 14 時 00 分 閉会時刻 15 時 09 分		
3 場所	教育委員室		
4 出席者	井 上 正 義		
	沼 本 浩 彰		
	大 原 あかね		
	難 波 弘 志		
	江 原 雅 江		
5 会議に出席した事務局又は教育機関の職員の 職 氏名			
職 名	氏 名	職 名	氏 名
教育次長	早 瀬 徹	次 長	山 本 明
参 事	小 野 弘 志	副参事	梶 田 貴 代
参 事	小 野 敏	課 長	長 野 渉
部 長	笠 原 和 彦	課長代理	堀 内 秀 和
参 事	三 宅 香 織		
部 長	三 宅 健一郎		
参 事	島 田 旭		
次 長	根 岸 正 治		
6 教育長等の報告			

7 議題 議案第23号 令和4年度教育行政重点施策の策定について

議案第24号 倉敷市奨学生選考委員会委員の委嘱について

8 議事の概要、質問した者の氏名及びその要旨並びに議決事項

別紙のとおり

9 傍聴の状況

公開

傍聴人 1名

議事録者氏名 堀内秀和

議事録署名委員

教育長 井上正義

委員 沼本浩彰

〈教育長〉 それでは只今から、教育委員会を開催いたします。

只今のご出席は5名、会議は成立いたしました。

前々回及び前回の会議録につきましては、恐れ入りますが、次回の会議の際にご確認いただくこととさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日の傍聴者は1名でございます。傍聴者は倉敷市教育委員会傍聴人規則に従って傍聴をお願いいたします。

それでは審議に入ります。議案第23号「令和4年度教育行政重点施策の策定について」のご説明を、小野参事、お願いします。

〈小野弘参事〉 はい、教育委員会参事の小野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第23号「令和4年度教育行政重点施策の策定について」ご説明いたします。

冊子の1ページをご覧ください。倉敷市では、教育の目標や根本的な方針となる教育大綱、その実現に向けた施策の計画を示した教育振興基本計画を策定し、教育行政を進めています。その中で、倉敷市教育大綱の基本理念「“From Kurashiki” が誇りとなるひとづくり」の実現に向けて、倉敷市教育振興基本計画において3つの基本目標を設定しています。その3つの基本目標とは、基本目標Ⅰは、子どもの教育の視点から「思いやりの心をもち、自分らしく、たくましく生き抜く力を育成する」、基本目標Ⅱは、生涯学習の視点から「夢と生きがいをもち、学び続けることができる社会を実現する」、基本目標Ⅲは、地方創生・協働の視点から「ふるさと倉敷を誇りに思い、倉敷の未来を担っていく力を育成する」でございます。令和4年度教育行政重点施策は、

現在の社会状況やこれまでの取組の状況を踏まえ、今年度、特に力を入れて取り組むべき事業を3つの基本目標ごとに掲載したものでありまして、これから、新規事業・拡大事業を中心に、内容をご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。基本目標Ⅰでは、22の重点事業に取り組んでまいります。新規事業及び拡大事業はそれぞれ一つでございます。

3ページをご覧ください。項目番号8「学校防災教育推進事業」につきましては、拡大事業として、既に小学校各学年で防災教育カリキュラムに基づく防災教育を実施していますが、新たに、中学校では自助に加えて共助についての学習を進め、中学生が自ら考え、家庭や地域の力となり、将来の地域防災の担い手となるべく育成を図ってまいります。

続きまして、6ページをご覧ください。項目番号21「市立精思・玉島高等学校統合事業」につきましては、新規事業として、令和3年度末に閉校した霞丘小学校を改修し、市立高等学校として活用するもので、まず、令和6年4月1日から市立精思高等学校の分校を開校し、統合校は令和9年4月1日から開校する予定としております。

続きまして、7ページをご覧ください。基本目標Ⅱでは、7つの重点事業に取り組んでまいります。新規・拡大事業はございませんが、項目番号1「地域還元型講座実施事業」及び項目番号2「地域力向上講座実施事業」につきましては、生涯学習推進事業として、一人一人が何歳になっても、様々な分野で自分自身の可能性を伸ばし、学び直しや新たなことに挑戦するチャンスを大きく広げ、学んだことを生かし、地域がつながり支え合う生涯学習社会の実現をめざします。

続きまして、9ページをご覧ください。基本目標Ⅲでは、6つの重点事業に取り組んでまいります。そのうち、拡大事業は二つでございます。

10ページをご覧ください。項目番号3「地域連携による学校支援事業」につきましては、地域住民が主体となり、学校での学習支援や環境整備などの支援活動を通して子どもたちと触れ合うことで子どもたちの豊かな人間性を養い育むとともに、地域の教育力の向上を図るもので、令和4年度は、令和3年度の73校から78校に拡大して実施いたします。続きまして、項目番号4「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）推進事業」につきましては、学校や地域が抱える問題を解決し、子どもたちの健やかな成長とさらなる質の高い学校教育の実現を図るため、「地域とともにある学校づくり」を目指す学校運営協議会制度の設置校を拡充いたします。令和3年度は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校において、前年度比較で13校増加の合計33校園で実施しましたが、将来的には、学校運営協議会制度（いわゆるコミュニティ・スクール）につきましては、全ての学校園での実施をめざしているところでございます。

11ページからは主要事業でございます。14の基本施策の下で30の個別施策、計121事業に取り組んでまいります。基本施策ごとの評価指標や、対応するSDGsのアイコンも掲載しておりますので、ご確認いただけたらと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

〈教育長〉 はい、ありがとうございました。それでは、ご質問等ございましたら、願いいいたします。

〈大原委員〉 評価指標についてですが、コロナで時代が大きく変わったときに、従来の指標が意味をなさなくなるかもしれない、きわどい瀬戸際だと思っているんです。そういったときの指標の見直しについて、どう考えていらっしゃるか教えてください。

〈小野弘参事〉評価指標自体は、事前に５年間の計画であるとか、１０年間の計画で設定を
させていただいているものであります。先程、大原委員が言われたとおり、
時代の流れ、それによって確かに大きく変わるようなものであれば、そこは
下方、もしくは上方の指標の評価の変更も必要だとは考えております。その
施策ごとに、個別に考えさせていただければいいのではないかなというふう
に思っております。

〈大原委員〉数値の上下ではなく、指標自体が意味をなさなくなる可能性がある時代には
きていると思っているんです。例えば、１０年間のこういった達成度合いを
見るには、過去からその１０年先まで何かしら追って行かないといけないけ
れども、例えば、もう来年からそれって変わらないよねとか、世の中やらな
くなるよねっていうものの数値目標を置いても何ら改善されないですよ。ね。
そういう意味で、評価指標自体を変えるということについてのご意見をお聞
かせください。

〈小野弘参事〉指標自体につきましても、やはり、大原委員が言われるように同じことだと
思います。確かに、社会情勢が大きく変わって、もう意味がない指標をその
まま継続していても、それは、何ら今後に反映されるものではありません
ので、それにつきましても、全体を見ながら随時見直す必要があるというふ
うに考えております。

〈大原委員〉そのときに見直されるとき参考の一つの意見と思って聞いていただきたい
んですけど、例えば、１４ページの基本施策のところ「不登校出現率」、
これを指標になさっていますが、今、不登校でも構わないという世の中にな
っているときに、この「不登校出現率」が指標になっていることの是非とい
うことは、ご検討いただけると大変ありがたく思います。

それから、これも似たようなことなのですが、16ページの「学校が楽しいと思う子どもの割合」を指標になさっていますが、学校って楽しくなくてはいけなところではないと思うんです。その代わり、学校が安心できる場所と思うことが子どもにとってとても重要だと思うんですが、教育委員として、子どもたちが楽しいと思うことまで学校に求めるのかということもありますので、ご検討いただけたらと思います。

それから、19ページのところの「中学校を卒業後も自主的にスポーツをする時間を持ちたいと思う中学生の割合」を男の子と女の子で分けている意味が私にはよく分かりません。性別が入ることに対して、ご検討いただけたらと思います。細かいところで申し訳ないですけど、よろしくお願いします。

〈教育長〉 ありがとうございます。それでは、また検討を加えるときには、大原委員にご助言いただいたことを参考にいただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

他に、何かご質問等ございましたら。

それではお諮りをいたします。

議案第23号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

ご異議ないようですので、議案第23号は可決することに、決定をいたしました。

続きまして、議案第24号「倉敷市奨学生選考委員会委員の委嘱について」のご説明を、笠原部長、お願いします。

〈笠原部長〉 学校教育部の笠原です。今年度もよろしくお願いします。

当日配布資料1ページをご覧ください。議案第24号「倉敷市奨学生選考委員会委員の委嘱について」、議決を求めるものでございます。2ページをご

覧ください。「倉敷市奨学生選考委員会委員」の新旧対照表をお示ししております。今年度、3名の方の役職異動に伴いまして、新たに3名の新任の委員の方々をお願いしております。まず、下の旧任の表の一番上になりますが、「高田 尚志」様の後任に、上の表の新任の「寺崎 悠一」様をお願いしております。同様に、「姫路 真由美」様の後任に「津田 富代」様、「檜田 健志」様の後任に「渡邊 義弘」様をお願いをいたしております。3ページに新任委員を含めた委員一覧表を載せております。任期は前任者の残り期間である、令和4年5月31日までとなっております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〈教育長〉 はい、ありがとうございました。それでは、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

それではお諮りをいたします。

議案第24号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

ご異議ないようですので、議案第24号は可決することに、決定をいたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

「『人権教育実践資料7 共生社会の実現を目指して～『障がいのある人』に関する学習を通して～Ⅱ』について」のご説明を、小野参事、お願いします。

〈小野参事〉 この緑色の冊子の方をご覧ください。「人権教育実践資料7」について、ご説明いたします。令和3年度は、人権教育課題研究事業として、テーマを「共生社会の実現を目指して～『障がいのある人』に関する学習を通して～Ⅱ」としまして、研究・実践を行いました。そして、その成果をこの実践資料に

まとめております。このテーマにつきましては、令和2年と令和3年、2年間に渡って行いまして、その2年目の資料となっております。

1ページをご覧ください。まず、「はじめに」のところには、『『障がいのある人』への関心の高まり』が見られますというみだしで書いてありますが、昨年は、「東京2020パラリンピック競技大会」が開催されまして、子どもたちは躍動するパラアスリートの姿をテレビ等で見たり、実際に交流をしたりすることによって関心が高まってきております。それから、令和2年に調査した倉敷市人権問題意識調査の「人権課題について、あなたの関心があるものはどれですか」という問いに対しまして、「障がいのある人」と回答された方が52.3%ということで、5年前に引き続き、最も高く市民にとって関心がある人権課題となっています。「障がいのある人」に関する学習の必要性については、障がいのある人もない人も、社会の一員として互いに敬愛し、支え合い、共に生活していく共生社会の実現に向けて、とても重要であると考えております。また、平成28年に開催されたG7倉敷教育大臣会合の「倉敷宣言」には、「教育における多様性の尊重」が盛り込まれており、個別性や多様性が尊重され、すべての子ども等が自らの可能性や長所を最大限に活かすことができるような教育環境を実現することが、教えや学びの改善・向上策として示されています。それを受けて学校では、各教科や、道徳科、総合的な学習の時間などで、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を高める学習に取り組んでいます。このような学習を通して、子どもたちは将来、様々な違いのある人と出会った時に、多様性を尊重し、共に生活することができるようになると考えております。

続いて、2 ページをご覧ください。ここには、本研究の学習構想図を示しております。多様性を尊重する環境づくりを基盤として、障がい理解の学習を行い、実践行動ができる児童生徒を育成することをねらいとしております。

3 ページをご覧ください。3 ページには、「人権教育としての障がい理解教育」が学習指導要領の方向性と合致していることを示しております。

4 ページをご覧ください。共生社会に向かう視点として、「多面的・多角的な見方」「肯定的な見方」「社会モデルの考え方」を示しております。「社会モデルの考え方」では、社会の側が障がいを自分事と捉えることが、心のバリアフリーを推進し共生社会の実現を目指す上で大切であるということを考えております。

続いて、5 ページをご覧ください。ここには、「外見ではわからない障がい」を理解するとして、発達障がい等の特性や接し方を理解することの大切さを記述しております。また、様々な違いのある人がいることに気付き、認め合うことは、障がい理解の素地になります。そのため、教師自身が様々な違いを認める姿勢を示し、日常的・継続的に互いの違いを認め合うようにして多様性を尊重する環境をつくることにも取り組んでおります。

6 ページでございますが、この研究が2 年目になることから、①障がい、障がいのある人との出会い方の工夫 ②違いに気付く、そして共通点に着目する ③社会モデルの考え方へつなげる ④子どもの発達段階やそれまでに学んできた学習を考慮した系統性を大切にした取り組みをしていくことが大事であるということを記載しております。

そして、7 ページから16 ページに渡りましては、小学校6 校、中学校4 校の10 人の課題研究委員の実践報告を掲載しております。

この冊子は、市内の学校園全てと小中学校の全教員に配付しまして、教育実践に活用するようお願いしております。この研究の成果を生かして、倉敷市内の学校園の共生社会の実現を目指した取組につなげていきたいというふうに考えております。

以上で、人権教育実践資料7の説明を終わります。

〈教育長〉 ありがとうございます。それでは、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈難波委員〉「医療的ケア児」は、倉敷市内の小中学校で、今、何人ぐらい実際に在籍しているのか分かれば教えてください。

〈笠原部長〉 今、看護師を付けているのは1人です。

〈難波委員〉 1人ですか。

〈教育長〉 これは、看護師さんを付けているんですか。

〈笠原部長〉 付けています。

〈難波委員〉 常時、付いているんですか。

〈三宅参事〉 学校教育部の三宅です。

対象になる児童は、早島へ行くケースが今まで結構多かったみたいです。

〈教育長〉 早島支援学校ですか。

〈三宅参事〉 はい、そうです。去年から、支援学校で1名受けるということで、調整をして、看護師さんに付いていただくという体制をとっています。今後、どうなっていくのかというのも、状況を見ながらということにはなと思います。

〈難波委員〉 どのぐらいの人数がいるのかなと気になったものですから伺いました。

〈教育長〉 他に、何かご質問等ございましたら。

〈大原委員〉 今の教育行政の中では、こういう看護師とかが付かなくてはいけないような子も、できるだけ地元の小学校に通うというような方針なのか、そういう子

たちは支援学校とかに行くような方針なのか、どのようになっているのでしょうか。

〈根岸次長〉 学校教育部の根岸です。

国の考え方としては、できる限りインクルーシブということで、これが打ち出されてもう久しいと思うんですが、周りにいろいろな多様な子どもたちが、普通に地域の中で育っていくということを一つの基本的な考え方として、進めていることは間違いありません。そういった考え方に立つと、先程出てきました「医療的ケア児」について、その方向でということで、国も将来的には、一般の学校でも看護師が配置できるのであれば、やはりそれが望ましいとされておりますが、そういう資格がある方がどれぐらいいるのかとか、財政的なこととか、いろんな面がありますので、これから進めていくことであるのかなというふうな認識でおります。ただ、実際に、県下には県立の特別支援学校がありまして、倉敷にも市立もありますけれども、やはり重度の障がいがあるお子さんについては、そういった専門的な教育であるとか、それから、いろんな地域活動であったり、そういったサポートが受けられるところを望まれて行かれる方がまだたくさんいらっしゃいますので、そのニーズが一番多いというふうに認識しております。以上でございます。

〈大原委員〉 例えば、岡山県下の各自治体で、「医療的ケア児」がどのくらい公立学校に行っているのか、もう一つは、いわゆる中核市、倉敷市と同じぐらいの規模の市で、「医療的ケア児」が実際に公立学校に行っているのかどうなのか、という数値の比較をどこかのタイミングでしていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

〈教育長〉 資料がまとまりましたら、ご報告をお願いします。他にはよろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、「令和３年度教育支援の概要について」のご説明を、笠原部長、お願いします。

〈笠原部長〉 学校教育部の笠原です。

資料２ページをご覧ください。「令和３年度教育支援の概要について」 ご報告いたします。この「教育支援」とは、ページの上に説明がありますように、「倉敷市特別支援教育支援委員会条例」によりまして、毎年、医師等の専門家や、学校関係者である学校長、また、福祉関係者等で構成します「倉敷市教育支援委員会」を開催しまして、特別支援教育に関わる一人一人の子どもの学びの場について、どこで学ぶことが適切なのかを判断しております。「１ 就学予定者」「２ 教育措置変更」とございますが、「就学予定」というのは、未就学児が就学ということで「新小学１年生」のことを指します。それから、「教育措置変更」というのは、途中で学びの場を変更するという意味で「新小学２年生から中学３年生」までの児童生徒を指します。「Ａ」は特別支援学校への就学が適切という判断、同じように「Ｂ」は特別支援学級、「Ｃ通」は「通級指導教室」と申しまして、自校もしくは近くの教室へ通って「自立活動」、つまり、「コミュニケーション」であるとか、「身体の動かし方」であるとか、「心理的な安定」等の授業を受ける、そういうのが適切であるというのが「Ｃ通」でございます。最後の「Ｃ」は合理的な配慮のもと通常学級に通うのが適切という判断でございます。

それでは、１の（１）の表をご覧ください。「就学予定者」の今年度、小学１年生の判断結果です。令和３年度には、５５２名の判断を出しました。前年度から３８名の増加となりました。内訳を見ますと、特別支援学校判断「Ａ」はマイナス７人、特別支援学級判断「Ｂ」はマイナス１６人となっておりますが、通級指導判断「Ｃ通」は増加しています。措置状況についてで

すが、措置については保護者の意向が優先されます。判断は出ても通常学級で学びたいという子どもは、そちらへ行くこととなります。そういった結果を「措置状況」で示しています。

次に、「小・中・特別支援学校に在籍する児童生徒」、つまり、小学2年生から中学3年生までの措置変更に関わる判断結果が2です。2の(1)の表をご覧ください。令和3年度には1,170名の判断を出しました。前年度から58名増えております。内訳を見ますと、特別支援学校判断「A」は4人、前年度より増えています。特別支援学級判断「B」は61人減っていますが、通級指導判断については「C通」、それから、「C」も若干増え、プラスとなりました。措置状況については、2の(2)の表をご覧ください。先程と同じでございます。ただ、ここの特別支援学級の「その他」の1名については、肢体不自由の児童ということになっております。

最後に、「3 障がい種別の判断結果」の表をご覧ください。令和3年度も、「情緒障がい」の判断の児童生徒が最も多くなっています。情緒障がいの通級指導の判断が増加しているためですが、自閉症・情緒障がい特別支援学級の数については、令和3年度に引き続き、令和4年度も増加はしておりません。倉敷市の現状としましては、就学前から療育等にかかりまして、引き続き、小学校でも手厚い支援を希望される保護者が増えています。また、小学校で特別支援学級に在籍している児童が、状態が改善してきているにも関わらず、引き続き、中学校の特別支援学級を希望する場合もありまして、ここ最近2～3年は、教育支援につきましては、減少傾向だったんですけども、今年度、若干増加しているというのが現状でございます。倉敷市教育委員会といたしましては、障がいのある子どもも、そうでない子どもも、共に学ぶ、共生社会の実現に向けて、一人一人の子どもにとって、適切な学びの場が保

障されるように、今後も、取り組んでまいりたいと考えております。報告は以上です。

〈教育長〉 ありがとうございます。それでは、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈難波委員〉 昨年度と今年度とで少し増えているという状況だったんですけど、これをもう少し長い10年前と比べた数字があったら、また教えていただきたいなと思います。もう一つは、岡山市、岡山県、全国と比較するとしたらパーセントで比べるしかないと思いますので、次回でも結構ですので教えてください。

〈笠原部長〉 学校教育部の笠原です。

実は、今年の1,722名という数字ですが、10年前の資料が手元にあるものですから、平成22年度は1,167名でした。大体1.3倍になっているというふうに思っています。ですから、10年前と比べると年々増えてはきたんですけど、平成30年から令和元年、令和元年から令和2年は、2年とも減少しておりました。障がいのある子もない子も、インクルーシブ教育の基本理念に立ち返って、学べるようにというふうな取り組みをしてきておりますが、10年前より1.2倍から1.3倍の増加傾向にあるということが今の現状です。岡山市、岡山県のことについては、ちょっとお時間をいただいて、また調べておこうと思っております。

〈教育長〉 それでは、また分かりましたら、報告をお願いします。

〈難波委員〉 「こども家庭庁」のことが言われていますよね。幼稚園は文科省、保育園は厚労省、認定こども園は内閣府と分かれていますので、ぜひ「こども家庭庁」を創って、一貫した施策をしていただければと思います。私も関わっている療育というのは本当に活用すれば、45分間授業を受けられなかった子が、本当に3年間ぐらいの療育で1年生になるころに、かなり正常に近い状態ま

で治ってきます。ですから、その部分を上手に扱う課が「こども家庭庁」の中にできて、全体として見ていただければと思います。もちろん、今はダメと言っているわけではないんですけど、統括してやっていければと感じているところです。

〈教育長〉 ありがとうございます。他に、委員の皆様方で、何かありましたら。

〈沼本委員〉 この教育支援委員会が判断するそれぞれの区分に定員というのは設けてらっしゃるのでしょうか。配置する先生の問題もあると思いますので、教えていただけたらと思います。

〈笠原部長〉 定員というのは、倉敷全体でということですか。

〈沼本委員〉 はい。

〈笠原部長〉 定員というのがあるわけではございません。1学級の最大は、今のところ8名と、国が決めています。ですから、9名情緒の子がいる場合には2クラス的情绪の特別支援学級が必要になってくることになります。そうなりますと、特別支援学級がどんどん増えていくような傾向になりがちですが、本当に学びの場がここなんだという判断であれば、そこで学ぶべきであると思います。先程申しましたように、手厚い支援が受けられることと、自立をしていくこととのバランスを上手くとっていきながら、社会に出て行けるようにするというのが、根本にあると思います。

〈沼本委員〉 実は、保護者の方から、「C通」をそのまま継続したいのだが、判断が「C」になったので、実際、親としては通常学級で取り残されるのではないかなと不安になっていると聞きました。その場合のアフターフォローをしていただくためにも、やはり先生の人数というのは必要になってくるのかなと思います。結論としまして、やはり必要なアフターフォローや、特別支援教育をするための費用については、しっかり確保していただきたいと思います。

〈笠原部長〉お話しいただいたとおり、保護者の方のご不安は痛いほど伝わってまいります。必要な子どもに対しては、特別支援教育推進室が学校へ見に行っておりますし、特別支援学級では親の会というのもあったりしますので、いろんなご意見を頂き対応しております。中学校の卒業後の進路をどうしていくのか、どういうふうな将来像を描いていくのかなど、いわゆる個別の支援計画等は、次の学年へきちんと引き継いでおり、将来、倉敷市の子どもたちが自立して社会へ出て行けるように取り組んでいるはずですが、もし、そういうご不安の声を聞かれたら、学校の方には特別支援教育コーディネーターもおりますので、その声を届けていただけたらと思います。指導課の特別支援教育推進室の方へご連絡をいただくこともできます。ご不安を少しでも解消しながらバランスをとっていきたいと思っております。

〈沼本委員〉よろしくお願いします。

〈大原委員〉この判断を受ける子たちというのは、親御さんが何か申請して、その子たちの判断をするんですか。

〈根岸次長〉学校教育部の根岸です。

表の中に「就学予定者」と「教育措置変更」と2つあったと思います。「就学予定者」ですが、まず、9月に学齢簿に搭載されてから「入学時健康診断」がございますので、全ての入学予定者のお子様を対象に健診をして、その中で、学校で気付いたお子様の保護者さんに対してお声がけさせていただいて、保護者の承諾を得たうえで、市の教育支援委員会の審議にかけております。それから、「教育措置変更」の方は、実際に1年生から中学2年生までに在籍しているお子さんのことでありまして、学校の中の「校内教育支援委員会」で判定し、保護者の承諾を得たうえで、市の教育支援委員会の審議にかけております。

〈大原委員〉例えば、昨年度、「C」でといわれたお子さんに対して、親御さんが「もう次の年度から普通に所属学級でいいわ」と思ったら、それからは審査にはかかってこないけれども、親御さんがもう一度確認したいと思ったら、この審査にかかってくるというイメージですか。

〈根岸次長〉親御さんの意向というよりは、やはりお子さんの支援が必要な状態に留意して、審議にかけさせていただいております。ただ、例えば、「特別支援学級」適という「B」の判断が出たお子さんについては、親御さんが「もう今年からは特別支援学級に入らせずに通常学級に通わせたい」というふうに申し出た場合は、「通常学級」で教育を受けることが可能になります。つまり、「特別支援学級」適の子は、「特別支援学校」には行けませんけれども、「通常学級」へは、保護者のご意向により通うことを可能としています。

〈大原委員〉ありがとうございます。

〈難波委員〉10月の「就学時健診」で校医が健診をする際に、学校側に対象となりそうな子を伝えています。それから、教育支援委員会の審議を経て、保護者と相談しながら、翌年のことを決めていくのではないかと考えています。

〈教育長〉ありがとうございます。

以前は、「特別支援学級親の会」がありまして、大体、倉敷地区の子どもさんは一堂に集まって合宿というのを夏休みにしていた時代もあったんですが、「特別支援学級」におられる方で体温調節がやっぱり難しい子どもさんがおられて、どうしても合宿をするときに、岡山県でいうと閑谷学校か国立の吉備のところへ行かないとエアコンが付いてないので、わざわざバスを仕立てて遠くへ行っていましたが、皆さんご存知のように、この4月から由加山の方で「自然の家」ができまして、ほとんどエアコンが完備できたので体温調整がちょっと難しい子どもさんが行っても十分対応ができると思いま

すので、そのあたり、しっかり各校長会等を通してPRしていただいて、できれば近くで、かなり設備も良くなっておりますので、ぜひ、そこを検討に入れていただけるように言っていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、最後に難波先生の方からコロナ対応について、今ちょっと全県的にもかなり増えてくる傾向にあり、小学校でもかなり出てきているようなので、そのあたりの対応について、ご指導がありましたらお願いします。

〈難波委員〉 オミクロン株がBA. 1からBA. 2に変異して明らかに感染力が増え、潜伏期間が半日ぐらい短くなっているのではないかとされているんですけども、確かに感染者が増えてきています。学級閉鎖の措置に関することについてですが、2月、3月のオミクロン株の大流行のときに、倉敷市は1人でもクラスに出たら学級閉鎖をするという形にしました。あれは、ちょっと厳しいかなとは思ったんですけども、倉敷の学校での感染流行を抑えるには効果が明らかにあったなと感じています。今回、1人というのではなくて、一応2人発症したら学級閉鎖をとということで、この新学期から始めていくというふうに伺ったんですけども、1人だからまだしない、2人だからするというのではなくて、ある程度、そこは感染の状況を見ながら臨機応変にしていただければと思っています。それから、子どもの接種に関しては、よく検討され、いろんな文章を読み、主治医の先生とも相談して、接種する、しないを判断されればと思います。明日、県医師会長と小児科の担当理事が記者会見を開き、ワクチンのことに関して発表するようですので、それも参考にしていただければと思います。

〈教育長〉 ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。

〈沼本委員〉卒業式が全校で無事に行われたと聞いていますが、来週の月曜日、火曜日に予定されている入学式は全校で執り行われる予定でしょうか。

〈笠原部長〉小学校は11日の月曜日、中学校は12日の火曜日となっております。支援学校は11日なんですけれども、今のところ、入学式は行うこととしております。

〈沼本委員〉一生に一度しかない入学式も、卒業式も、行われてよかったと思います。

〈教育長〉あとは、難波先生、この5月の時期の中学校は大体、修学旅行へ行くシーズンですね。今のこの感染状況で、例えば、修学旅行で県外へ出るのはどうなんでしょうか。

〈難波委員〉中学3年の修学旅行は、宿泊しての県外を予定しているんですよね。

〈笠原部長〉ほぼ、そうなっています。

〈難波委員〉今のこのオミクロン株（BA.2）がどのぐらいこのあと、4月で増えるのか、横ばいでいくのか分かりませんが、今の状況でいくと、やっぱり飲食を伴ったところでかなり感染していると感じています。オミクロン株のBA.2はBA.1より1.2倍から1.3倍の感染力と言われておりますし、それから、宿泊するといろんなことを共にしますので、感染が広がる可能性は大きいので、去年のように日帰りが安心かなと思います。できたら子どもたちにも行かせてあげたいですし、可能な状況が続くのであれば実施を検討してもよいのではと思います。

〈教育長〉感染状況を見ながら、もうやめた方がいいということであれば、ぜひ教えていただけたらと思います。すでに秋に延期をしている学校もあるというのも聞いていますが、秋に収束するかどうかは分かりません。そのあたり、またしっかりご指導いただきながら判断させていただこうと思います。

〈難波委員〉この3回目接種で、いろんな検査の数字を見ると、だいぶ抗体が上がるようです。大人が3回目をこの春、夏で接種し、それから、5歳以上の小児も2回接種し、このオミクロン株がB A. 1、B A. 2で終われば、秋には実際に宿泊が実施できる状況が見えてくるかなと思います。

〈教育長〉ワクチンの接種については、中学校ではかなりの数を打っており、小学校は打ってないという子どもさんが多いと聞いています。ですから学級閉鎖の率も中学校は低く、小学校は高くなっているようです。、そのあたりも加味しながらの判断になるのだと思います。

〈難波委員〉中学生は大体7割から8割ぐらい打っているようなことは聞きました。かなり12歳以上のところは接種が進んだように感じています。5歳から11歳への接種は、倉敷市でいうと3月12日から始まっております。効果は、オミクロン株に対してはちょっと低いとは言われていますけども、低いといっても十分効果はありますので検討していただければと思います。

〈教育長〉ありがとうございます。

〈大原委員〉修学旅行を宿泊で行って、行った先で発症した子は、行った先の病院に入院ですよね。そのときに、クラス全員がそこに留め置かれるのか、バスでみんな帰ってくるのも不安でしょうし、そのあたりはどうか教えておいてください。

〈笠原部長〉学校教育部の笠原です。

昨年度は宿泊を伴った修学旅行を小学校も中学校もしておりません。日帰りで、1日目行って帰る、2日目もまた違うところへ行って帰るという格好にしておりました。他市町は1泊までは認めていた例もございましたが、今、文科省の基準はレベル2相当を維持しているものですから、そういう意味で

は、宿泊を伴う行事については、我々は中止を検討することとしています。

宿泊先での対応については、考えておく必要があると思いました。

〈大原委員〉 5月は宿泊の可能性はあるんですね。

〈笠原部長〉 今のところ、計画はいずれも泊としています。県内全部そうです。実は、中学3年で行くのは中学1年のときには予約をしていますから、そういう意味では、かなり前に2泊3日で九州に行きますというのが決まっております。学校行事は、最後は学校の判断となりますが、校長会とも情報を交換しております。

〈教育長〉 基本的には、発症したところの保健所の管理下に入り、子どもをどうするかは話し合いになるんでしょうね。大きい例を聞いたことがないんですが、難波先生はなにか御存じでしょうか。

〈難波委員〉 例は存じませんが、日本国内では何かルールがあると思いますので、それを確認していただいてそのとおりにしてくださったらいいいと思います。

〈教育長〉 そういう経験をしたところもあるのではないかと思うので、他市の例が分かれば教えてください

それでは、その他で、委員の皆様方で、何かございますか。

それでは、事務局の方で、何かございますか。

〈小野弘参事〉 教育委員会参事の小野です。

3月24日に開催されました教育委員会で、大原委員からご質問いただきました事項について、ご回答させていただきます。

まず、2点あったと思うんですが、1点目ですが、議案第11号「代理の承認を求めること（市費職員の人事異動）」に関して、ご質問いただきました。

教育委員会全体の人数の増減についてなんですが、令和4年度は、前年度に比べまして、正規職員については3名の減となっております。ただ、3名の

減については、会計年度任用職員等の活用で対応をさせていただいております。

2点目ですが、議案第18号「倉敷市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則の改正について」ご質問いただきましたが、弁明調書の弁明者への確認方法につきましては、調書を読み上げたりとか、逆に読んでいただくなどを状況に応じて行いまして、その結果を職員が確認した旨を記録するか、弁明者の方のサインをいただくという取り扱いをする予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

〈大原委員〉ありがとうございました。

〈笠原部長〉2点あります。

1点目は、「新型コロナウイルス感染症」のことについてです。文部科学省から3月中旬に「学校において感染者と接触があったことのみを理由として、登校を制限しない」、また、「会話の際にマスクを着用していないとか、そういう場合には慎重に判断しなさい」という通知がありました。これまで学級閉鎖を実施した場合のマイナス面、例えば、3日間閉鎖をしたのちに、また違う子の感染が判明した場合などで、10日ぐらい休んだ学級があったりしました。そうすると、どうしても学習活動が遅延するということ、また、小学校低学年の子どもが学級閉鎖になったときには、どうしても保護者の方が会社を休まなければならない事例も生じておりました。そのようなマイナス面が多々あるございましたので、保健所とも相談をし、いろんな他市町の状況も考えて、このたび、複数名ということに対応を変更させていただくことといたしました。

2点目は、以前、大原委員から「管理職の女性登用率について」のお尋ねがありました。お配りをしている資料をご覧ください。左のグラフが小学校、

右のグラフが中学校です。まず小学校ですが、オレンジと青色の丸のドットを打っているグラフが倉敷市で、黄色と緑色の四角の点で示しているグラフが岡山県です。また、グラフの左側、20%と25%を囲んでおりますけれど、これは令和4年1月25日の文部科学省資料の「教育分野における女性の登用の加速等に向けた取組状況について」という中の、令和7年度までの達成目標、「校長20%」「副校長・教頭25%」という数値を示すものです。

ちなみに、令和3年度がどうだったかということ、全国で校長は20%の目標に対して17.3%、副校長・教頭の女性の登用率は23.1%という数値も示されております。そんな中で基本的に女性が多い学校種、つまり、左の小学校では、岡山県・倉敷市ともに国の目標値をかなり現段階では超えています。右の中学校では、校長については目標値を越えていますが、副校長・教頭については岡山県が20.8%、倉敷市が18.8%で、令和7年度目標値の25%がまだ実現できていないという状況もございます。これは、高校になるともっと顕著なところがあって、倉敷市立の5校の定時制高校は、今年度、女性校長が昨年度の2名から3名ということになります。中学校は38.5%という数字がございますが、全26校中で令和3年度は10名が女性でした。これは、今までにないぐらい多くて、それは3年ぐらい前にオレンジのところで32.3%と、副校長・教頭に登用しているので2～3年後に校長になっているということです。どうしても女性が少ないのが中学校ですので、計画的になかなか進みにくいのは事実だと思っています。

〈大原委員〉 ありがとうございます。

〈教育長〉 それでは、その他、何か事務局の方で連絡がありましたら。

それでは、長時間ありがとうございました。これで、教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。